

平成20年3月19日(水曜日)

議事日程第5号

平成20年3月19日(水曜日)午前10時開議

- 第1. 追加提出議案の説明並びに質疑
議案第72号から議案第73号まで 2件
- 第2. 追加提出議案の委員会付託(付託表は別紙のとおり)
- 第3. 委員長審査報告
- 第4. 議案第8号 由利本荘市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 第5. 議案第9号 由利本荘市組織条例等の一部を改正する条例案
- 第6. 議案第10号 由利本荘市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例案
- 第7. 議案第11号 由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第8. 議案第12号 由利本荘市B & G海洋センター条例の一部を改正する条例案
- 第9. 議案第13号 由利本荘市簡易水道等設置条例の一部を改正する条例案
- 第10. 議案第14号 由利本荘市中小企業融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例案
- 第11. 議案第15号 由利本荘市コミュニティバス等運行事業条例の一部を改正する条例案
- 第12. 議案第16号 由利本荘市特別導入事業基金条例の一部を改正する条例案
- 第13. 議案第17号 由利本荘市天鷲郷施設条例の一部を改正する条例案
- 第14. 議案第18号 由利本荘市都市公園条例の一部を改正する条例案
- 第15. 議案第19号 由利本荘市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例案
- 第16. 議案第20号 由利本荘市浄化槽施設条例の一部を改正する条例案
- 第17. 議案第21号 本荘市農業経営対策資金融資に関する条例を廃止する条例案
- 第18. 議案第24号 由利本荘市立保育所をにかほ市が保育を実施する児童に使用させることに関する協議について
- 第19. 議案第25号 土地改良事業(館合新田地区)の施行について
- 第20. 議案第26号 由利本荘市営土地改良事業の経費の賦課徴収について
- 第21. 議案第27号 由利本荘市道路線の廃止について
- 第22. 議案第28号 由利本荘市道路線の認定について
- 第23. 議案第29号 由利本荘市の公の施設の指定管理者の指定について
- 第24. 議案第30号 平成19年度由利本荘市休養宿泊施設運営特別会計への繰入れについて
- 第25. 議案第31号 平成20年度由利本荘市介護サービス事業特別会計への繰入れについて
- 第26. 議案第32号 平成20年度由利本荘市下水道事業特別会計への繰入れについて

- 第 27 . 議案第 33 号 平成 20 年度由利本荘市集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 第 28 . 議案第 34 号 平成 20 年度由利本荘市簡易水道事業特別会計への繰入れについて
- 第 29 . 議案第 35 号 平成 20 年度由利本荘市休養宿泊施設運営特別会計への繰入れについて
- 第 30 . 議案第 36 号 平成 19 年度由利本荘市一般会計補正予算 (第 9 号)
- 第 31 . 議案第 37 号 平成 19 年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第 32 . 議案第 38 号 平成 19 年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 33 . 議案第 39 号 平成 19 年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算 (第 5 号)
- 第 34 . 議案第 40 号 平成 19 年度由利本荘市地域情報化事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 35 . 議案第 41 号 平成 19 年度由利本荘市奨学資金特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 36 . 議案第 42 号 平成 19 年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第 37 . 議案第 43 号 平成 19 年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算 (第 5 号)
- 第 38 . 議案第 44 号 平成 19 年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第 39 . 議案第 45 号 平成 19 年度由利本荘市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第 40 . 議案第 46 号 平成 19 年度由利本荘市休養宿泊施設運営特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 41 . 議案第 47 号 平成 19 年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 42 . 議案第 48 号 平成 19 年度由利本荘市小友財産区特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 43 . 議案第 49 号 平成 19 年度由利本荘市北内越財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 44 . 議案第 50 号 平成 19 年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 45 . 議案第 51 号 平成 19 年度由利本荘市水道事業会計補正予算 (第 4 号)
- 第 46 . 議案第 52 号 平成 19 年度由利本荘市ガス事業会計補正予算 (第 5 号)
- 第 47 . 議案第 53 号 平成 20 年度由利本荘市一般会計予算
- 第 48 . 議案第 54 号 平成 20 年度由利本荘市国民健康保険特別会計予算
- 第 49 . 議案第 55 号 平成 20 年度由利本荘市老人保健特別会計予算
- 第 50 . 議案第 56 号 平成 20 年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計予算
- 第 51 . 議案第 57 号 平成 20 年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計予算

- 第52. 議案第58号 平成20年度由利本荘市情報センター特別会計予算
 第53. 議案第59号 平成20年度由利本荘市地域情報化事業特別会計予算
 第54. 議案第60号 平成20年度由利本荘市奨学資金特別会計予算
 第55. 議案第61号 平成20年度由利本荘市介護サービス事業特別会計予算
 第56. 議案第62号 平成20年度由利本荘市下水道事業特別会計予算
 第57. 議案第63号 平成20年度由利本荘市集落排水事業特別会計予算
 第58. 議案第64号 平成20年度由利本荘市簡易水道事業特別会計予算
 第59. 議案第65号 平成20年度由利本荘市休養宿泊施設運営特別会計予算
 第60. 議案第66号 平成20年度由利本荘市スキー場運営特別会計予算
 第61. 議案第67号 平成20年度由利本荘市小友財産区特別会計予算
 第62. 議案第68号 平成20年度由利本荘市北内越財産区特別会計予算
 第63. 議案第69号 平成20年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計予算
 第64. 議案第70号 平成20年度由利本荘市水道事業会計予算
 第65. 議案第71号 平成20年度由利本荘市ガス事業会計予算
 第66. 議案第72号 大内工業団地造成工事請負変更契約の締結について
 第67. 議案第73号 平成19年度由利本荘市一般会計補正予算(第10号)
 第68. 陳情第1号 秋田県由利地域振興局の存続を求める意見書提出についての陳情
 第69. 陳情第2号 鳥海総合支所直根及び笹子出張所廃止計画に反対する陳情
 第70. 陳情第3号 特別支援教育支援員の配置についての陳情
 第71. 陳情第4号 鳥海オコジョランドスキー場存続についての陳情
 第72. 陳情第5号 由利本荘市営大平スキー場の存続についての陳情
 第73. 陳情第6号 岩城総合支所亀田出張所存続に関する陳情
 第74. 陳情第7号 天鷲遊園存続に関する陳情
 第75. 陳情第8号 大内総合支所上川大内並びに下川大内出張所の存続についての陳情
 第76. 陳情第9号 「出張所の廃止」の中止を求める陳情
 第77. 陳情第10号 天鷲遊園の存続についての陳情
 第78. 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙

本日の会議に付した事件
 議事日程第5号のとおり

出席議員(28人)

1番 今野英元	2番 今野晃治	3番 佐々木勝二
4番 小杉良一	5番 田中昭子	6番 佐藤竹夫
7番 高橋和子	8番 渡部功	9番 佐々木慶治
10番 長沼久利	11番 大関嘉一	12番 本間明
13番 石川久	14番 佐藤勇	15番 佐藤實
16番 高橋信雄	17番 村上文男	18番 佐藤賢一
19番 伊藤順男	21番 佐藤讓司	22番 小松義嗣

23番	佐藤俊和	24番	土田与七郎	25番	村上亨
26番	三浦秀雄	27番	齋藤栄一	28番	齋藤作圓
30番	井島市太郎				

欠席議員（1人）

20番 鈴木和夫

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	柳田弘	副市長	鷹照賢隆
副市長	村上隆司	教育長	佐々田亨三
企業管理者	佐々木秀綱	理事	佐々木永吉
総務部長	渡部聖一	企画調整部長	中嶋豪
市民環境部長	鷹島恵一	福祉保健部長	齋藤隆一
農林水産部長	小松秀穂	商工観光部長	藤原秀一
建設部長	猿田正好	教育次長	須田高
消防長	中村晴二	総務部次長 兼総務課長兼職員課長	小松浩
財政課長	阿部太津夫	企画調整課長	大庭司

議会事務局職員出席者

局長	熊谷正次	長	石川隆夫人
書記	鎌田直人	書記	遠藤正人
書記	阿部徹	書記	石郷岡孝

午前10時00分 開議

議長（井島市太郎君） ただいまから本日の会議を開きます。

20番鈴木和夫君より欠席の届け出があります。

出席議員は28名であります。出席議員は定数に達しております。

議長（井島市太郎君） この際、お諮りいたします。このたび追加議案の提出がありましたので、議会運営委員会を開き、本日の日程をお手元に配付のとおり定めましたが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって本日の議事は、日程第5号をもって進めます。

議長（井島市太郎君） 日程第1、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、議案第72号及び議案第73号の2件を一括上程し、市長の説明を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） それでは、追加提出議案のご説明を申し上げます。

このたびの第1回市議会定例会に追加提出いたしました案件は、工事請負変更契約及び平成19年度一般会計補正予算の2件であります。

初めに、議案第72号大内工業団地造成工事請負変更契約の締結についてであります。これは第1回市議会臨時会で議決いただきました、TDK羽後株式会社の工場増設に伴う大内工業団地の造成工事において、造成地の伐開除根により発生する除根材を利活用したのり面緑化工を追加するなど、工事内容の一部を変更することに伴う変更契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第73号平成19年度一般会計補正予算（第10号）であります。これは去る2月22日に岩城地域で発生した落雷被害による電気設備などの修繕及び除排雪にかかわる経費を補正しようとするものであります。

まず落雷被害については、4款衛生費において、岩城保健センターの電源部の修繕を、6款農林水産業費では、水産物養殖研究所のポンプ室リレー機器の修繕を、7款商工費では、道の駅岩城内にある各施設の電気機器関係の修繕などに要する経費を追加しようとするものであります。8款土木費においては、除排雪に係る実績見込みを精査し、不足が見込まれる経費を追加しようとするものであります。

これらの歳出補正額は566万9,000円で、歳入において、落雷被害に係る保険料収入をみたほか、不足分については予備費で調整し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ533億2,593万6,000円にしようとするものであります。

以上が、本日追加提出いたしました議案の概要でありますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 以上をもって追加提出議案の説明を終わります。

これより追加提出議案に対する質疑に入ります。

この際、本日追加提出されました議案第72号及び議案第73号の2件に対する質疑の通告は、休憩中に議会事務局へ提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時05分 休 憩

午前10時06分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより追加提出されました議案第72号及び議案第73号の2件を一括議題として質疑を行います。

ただいままでのところ発言の通告はありません。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。よって追加提出議案に対する質疑を終結いたします。

議長（井島市太郎君） 日程第2、追加提出議案の委員会付託を行います。

お手元に配付いたしております付託表のとおり、各委員会に審査を付託いたします。
この際、委員会開催のため暫時休憩いたします。

午前10時07分 休 憩

午前11時39分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（井島市太郎君） これより議案第8号から議案第21号まで及び議案第24号から議案第73号までの64件、陳情第1号から陳情第10号までの10件を一括上程し、日程第3により各委員会の審査の経過と結果について、委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。18番佐藤賢一君。

【総務常任委員長（佐藤賢一君）登壇】

総務常任委員長（佐藤賢一君） 総務常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に審査付託になりました案件は、本日の追加分を含め、条例関係3件、補正予算7件、新年度予算6件及び陳情5件の計21件であります。

審査結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりであります。審査の経過と概要をご報告申し上げます。

初めに、議案第9号由利本荘市組織条例等の一部を改正する条例案であります。これは市役所の組織機構の改正に伴い、関連する条例の条文を整備するものであります。

改正されますのは、国体事務局及び本荘総合支所を廃止し、本荘総合支所振興課の業務を本庁へ包括するとともに、教育委員会の各教育事務所を教育学習課へ改組すること、また、後期高齢者医療に関する事務の所管を定めることなどであり、この改正内容に関連する由利本荘市組織条例、由利本荘市公告式条例、由利本荘市役所総合支所設置条例及び由利本荘市地域自治区の設置等に関する条例の4件の条例についてその条文を整備するものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第10号由利本荘市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例案であります。これは本年度において、鳥海小川下笹子基地局及び東由利黒淵基地局の2基の移動通信用鉄塔が整備されたことに伴い、これらを施設条例に加えるため、条例の一部を改正するものであります。

なお、これにより市が設置する移動通信用鉄塔施設は11基となるものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第11号由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、市に臨時に雇用される職員の給与及び非常勤の職員の報酬などに関する規定を整備するものであります。その内容は臨時に雇用する職員に支給する給与の種類を給料及び通勤手当とすること、また、再任用短時間勤務職員を除く非常勤の職員には報酬及び費用弁償を支給することを規定し、また、その支給方法については規則などで定めるものであります。

なお、規則などで定める支給方法につきましては、給料及び報酬はいずれも月額また

は日額で予算で定める額とし、通勤手当の支給基準及び支給額は定数内職員に準ずるものとし、また、時間外勤務手当に相当するものとしては割増賃金を支給することなどであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、補正予算についてご報告申し上げます。

初めに、議案第36号平成19年度一般会計補正予算（第9号）についてであります。

当委員会に付託になりました歳入歳出各款などの主なものについてご報告申し上げます。

まず、歳入であります。1款市税は、実績と見込みにより市民税を減額するほかは固定資産税等の各税を増額するものであり、市税の総額では1億3,400万円余りの増額となっております。

4款配当割交付金につきましては、見込みによる増額であります。

12款分担金及び負担金につきましては、鳥海及び東由利地域の移動通信鉄塔整備事業費の確定に伴う、利用事業者負担金の減額であります。

13款使用料及び手数料は、庁舎等使用料及び市税等証明手数料などの実績見込みによる減額であります。

14款国庫支出金につきましては、鳥海ダムに係る生活再建対策事務委託金及び参議院議員通常選挙委託金の精査による減額であります。

15款県支出金につきましては、移動通信用鉄塔施設整備事業費補助金、県民税徴収費委託金の減額及び財産区事務委託金の増額などが主なものであります。

16款財産収入につきましては、土地・建物等財産貸付料収入のほか、市有林間伐材・分譲宅地・建物・車両などの売り払い収入及び財政調整基金・減債基金運用収入の増額であります。

17款寄附金につきましては、山本菊香園保存会基金造成に対する寄附金の増額であります。

18款繰入金につきましては、歳入補正、歳出補正の調整に伴う財政調整基金の減額及び事業費確定に伴う情報センター特別会計及び財産区会計からの繰入金の減額であります。

20款諸収入につきましては、市税の延滞金及び金利上昇に伴う歳計現金預金利子の増額のほか、各種雑入の精査による補正であります。

21款市債につきましては、移動通信用鉄塔施設整備事業債及びケーブルテレビ施設整備事業債の事業費確定による減額、並びに公的資金補償金免除繰上償還借換債の追加であります。

次に、歳出の主なものをご報告いたします。

1款議会費は、議員期末手当の減額のほか、会議録作成、議会報発行などの事業費精査による減額が主なものであります。

2款総務費につきましては、合併市町村振興基金、財政調整基金及び減債基金の積立金を増額するほかは、年度末における事務事業費の精査に伴う減額補正が主な内容であります。

減額の主なものとしたしましては、2項総務管理費では、8目企画費における地域情報化推進事業費及び地域情報基盤整備事業費、9目支所及び出張所費における支所出張

所管理費、10目自治振興費におけるコミュニティ活動促進費、12目地籍調査費における地籍調査事業費、また、2項徴税費では、2目賦課徴収費における市税過年度分還付費、4項選挙費では、参議院議員通常選挙費などであります。

また、12款公債費につきましては、借りかえによる繰上償還を含む長期債の定時償還元金の増額及び長期債定時償還利子の減額であります。

次に、13款諸支出金につきましては、市土地開発公社への償還金の繰上償還分に係る利子分の減額であります。

次に、14款予備費は、歳入歳出の調整に伴う増額措置であります。

次に、継続費補正につきましては、2款総務費において、第二庁舎移転建設事業費の総額及び各年割額を変更するものであります。

最後に、地方債補正であります。公的資金補償金免除繰上償還借換債、1件を追加し、また、事業の確定により23件の市債それぞれの限度額を変更するもので、限度額の総額では、追加分も含め11億5,810万円の減額となり、これによる年度末の市債の残高は、788億2,500万円余りとなるものであります。

以上が、当委員会へ付託された一般会計補正予算の概要であり、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、各特別会計の補正予算についてご報告申し上げます。

いずれの特別会計も、年度末の精査によるものが主な内容となっております。

まず、議案第39号平成19年度情報センター特別会計補正予算（第5号）につきましては、CATVセンターの運営に係る補正予算であります。

歳入の主なものは、ケーブルテレビ新規加入金、引き込み線更新負担金及びインターネット新規加入負担金及び使用料を増額するほか、一般会計繰入金、前年度繰越金、デジタル放送セット・トップ・ボックス売り払い代などの雑入及びケーブルテレビ施設整備事業債を減額するものであります。

また、歳出におきましては、人件費などの一般管理費、番組制作費及び長期債償還利子などを減額するほか、ケーブルテレビ施設事業債については、事業費の確定により限度額を減額変更するとともに、これによる一般会計への繰出金を減額するものであります。

これにより、歳入歳出それぞれ3,682万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,207万2,000円とするものとなっております。

次に、議案第40号平成19年度地域情報化事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。これはYBネット運営に係る補正であり、歳入の主なものは、YBネット使用料、引き込み工事手数料及びYBネット施設負担金を増額し、テレビ共同受信施設使用料を減額するものであります。

また、歳出では、YBネット運営費、テレビ共同受信施設費において、施設修繕費及び備品購入費などを精査し、また、歳入歳出の調整により積立金を措置するほか、予備費を減額するものが主な内容となっております。

これにより、歳入歳出それぞれ114万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億1,272万7,000円とするものとなっております。

次に、議案第48号平成19年度小友財産区特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入では、基金運用収入の増額と基金繰入金の減額であり、また、歳出では、事務費の精査のほか基金積立金を措置するものであり、歳入歳出それぞれ7万6,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ277万8,000円とするものとなっております。

次に、議案第49号平成19年度北内越財産区特別会計補正予算（第1号）につきましては、基金運用収入を基金に積み立てるもので、歳入歳出それぞれ7,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ2万3,000円とするものとなっております。

次に、議案第50号平成19年度松ヶ崎財産区特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入において、基金運用収入及び前年度繰越金を追加し、また、歳出においては、財産管理費を精査するほか基金積立金を措置するものであり、歳入歳出それぞれ33万6,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ215万円とするものとなっております。

以上、ご報告申し上げました各特別会計の補正予算については、いずれも原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、新年度予算についてご報告申し上げます。

初めに、議案第53号平成20年度一般会計予算であります。当委員会の所管に係るものについてご報告申し上げます。

平成20年度予算につきましては、これまで市当局より機会があるごとに説明されてきましたとおり、実質公債費比率が基準値を超えたことから財政健全化の取り組みの初年度として位置づけられており、新規事業については原則延伸とし、継続事業についても縮小するなど、公債費負担適正化計画に沿った非常に厳しい予算編成となっているものであります。

それでは、まず歳入についてご報告いたします。

1款市税であります。個人市民税、市たばこ税などでは減収としているものの、法人市民税、固定資産税、鉱産税などの増収を見込み、市税総額では、前年度比1.4%増の83億3,600万円余りで、歳入総額に占める割合は17.7%となっております。

次に、2款地方譲与税につきましては、自動車重量譲与税、地方道路譲与税ともに減額となっており、4.4%減の6億7,600万円余りとなっております。

次に、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款地方消費税交付金、7款ゴルフ場利用税交付金、8款自動車取得税交付金、9款地方特例交付金の各交付金につきましては、地方財政計画に基づき、合わせて6.0%減の12億1,200万円余りとなっております。

次に、10款地方交付税につきましては、普通交付税は実績ベースと地方再生対策費を含み6.3%の増、また、特別交付税は16.2%の減と見込み、交付税全体では4.5%増の187億7,600万円余りを見込んでおります。

次に、12款分担金及び負担金につきましては、移動通信用鉄塔施設整備事業者分担金並びに本荘東由利及び西目土地改良区総代選挙費負担金であります。

次に、13款使用料及び手数料は、庁舎、移動通信用鉄塔設備などの公共施設にかかわる使用料や、市税督促・市税等証明手数料収入であります。

次に、14款国庫支出金につきましては、鳥海ダムに係る生活再建対策事務委託金であります。

次に、15款県支出金につきましては、地籍調査事業及び移動通信用鉄塔施設整備事業に対する補助金や、市町村合併特例交付金、電源立地地域対策交付金、ケーブルテレビ施設整備に係る元気な地域づくり交付金のほか、県広報配布、県民税徴税、財産区事務、県知事選挙及び秋田海区漁業調査委員会委員選挙、各種統計調査などの事務に対する委託金であります。

次に、16款財産収入につきましては、土地建物貸付収入、財政調整基金等各種基金の運用収入、私有地、分譲宅地及び物品売り払い収入などであります。

次に、17款寄附金は、一般寄附金の存置項目であります。

次に、18款繰入金では、財政調整基金より2億6,000万円を繰り入れるほか、公営企業債分にかかわる情報センター特別会計からの繰入金及び各財産区からの繰入金などあります。

次に、19款繰越金は、前年度繰り越し4億円が見込まれております。

次に、20款諸収入につきましては、市税延滞金、歳計現金預金利子、地域総合整備資金貸付金元利収入、宝くじ市町村交付金など例年計上しているもののほか、第二庁舎の移転補償費などの総務雑入であります。

歳入最後の21款市債であります。移動通信用鉄塔施設整備事業債、ケーブルテレビ施設整備事業債及び地域コミュニティ施設整備事業債の3件の総務債につきましては、計8億3,010万円、また、交付税振替財源である臨時財政対策債につきましては、前年度当初比6.3%減で12億4,420万円となっております。

次に、歳出につきましては、各所管より資料の提出をいただき詳細な説明を受けておりますが、人件費など経常的な経費については極力省略させていただき、主な内容についてのみご報告申し上げます。

まず、1款議会費につきましては、議員報酬、職員人件費のほか、会議録作成、議会報発行などに係る予算計上ですが、議員1名の欠員及び職員人件費の減により、前年度当初比5.6%の減となっております。

次に、2款総務費におきましては、引き続き第二庁舎移転建設事業が実施され、また、西滝沢水辺プラザ整備事業として旧西滝沢小学校の図書館を除く校舎及びプールの解体工事、並びに外構工事が予定されております。また、ケーブルテレビ施設整備事業においては、本荘地域の南内越・小友・子吉地区及び矢島地域が整備対象地域となっており、移動通信用鉄塔施設整備事業においては矢島地域の荒沢地区、由利地域の南由利原、大内地域の羽広地区が予定されております。

地籍調査事業につきましては、引き続き本荘・矢島・東由利の各地域において、合計面積4.51平方キロメートルを調査するものとなっております。

コミュニティー活動促進関係では、集会施設建設等補助金、市活性化事業補助金、住民自治活動補助金などが予算措置されております。

統計調査費においては、毎年実施される調査費のほか、住宅・土地統計調査が実施予定となっております。

また、選挙費においては、平成20年度中に執行される農業委員選挙、本荘東由利及び西目土地改良区総代選挙及び秋田海区漁業調整委員会委員選挙に要する選挙費のほか、21年度に実施される県知事選挙の準備経費が計上されております。

次に、12款公債費は、長期債の元金及び利息の定時償還金並びに、一時借入金の利子であり、計86億4,680万円余りの計上で、前年度当初比3.3%の増、歳出総額に対する構成比は18.4%となっております。

次に、13款諸支出金は、土地開発公社に委託し先行取得した土地購入費に係る公社への償還金が主なもので、2億900万円余りの計上となっております。

歳出の最後、14款予備費につきましては、5,900万円余りが措置されております。

歳出は以上であります。地方債につきましては、27件の事業について、起債の目的・限度額・起債の方法・利率及び償還の方法を定めるものとなっており、限度額の総額は67億9,060万円、前年度当初比では18.7%の減となっております。

以上、ご報告申し上げました平成20年度一般会計予算の当委員会に付託された内容につきましては、原案を可決すべきものと決定した次第であります。2款総務費に含まれる秋田県市町村職員互助会に対する負担金につきましては、財政難の折から、今後、当該制度への加入について見直す必要があるのではないかとの意見がありましたことを申し添えます。

次に、各特別会計の予算についてご報告申し上げます。

まず、議案第58号平成20年度情報センター特別会計予算であります。歳入では、負担金については、加入金免除期間分を除くケーブルテレビの新規加入を10件、インターネットの新規加入を300件と見込み、また、使用料については、継続・新規合わせてケーブルテレビが6,200件余り、インターネットが1,400件余りと見込んでおります。

このほか、162万円余りの一般会計繰入金、ケーブルテレビ施設整備事業債を5,040万円とするほか、衛星放送視聴料、IP電話料、セット・トップ・ボックス売り払い代などの雑入及び前年度繰越金などが主なものとなっております。

また、歳出につきましては、総務費では、職員5名、嘱託職員1名分の人件費のほか、施設の維持管理費、番組制作費、衛星放送視聴料、セット・トップ・ボックス購入費などであり、また、電気通信経費では、インターネット上位回線使用料、施設整備費では、公営企業債分の一般会計への繰出金を措置するほか、長期債の元利償還金、消費税及び予備費を措置する内容で、これによる歳入歳出予算の総額を2億5,034万6,000円と定めるものとなっております。

なお、地方債につきましては、ケーブルテレビ施設整備事業1件で、限度額は5,040万円となっております。

次に、議案第59号平成20年度地域情報化事業特別会計予算についてであります。歳入では、加入総数を1,028件と見込むYBネット使用料や、668件を見込むテレビ共同受信施設使用料及び引き込み工事手数料などの事業収入、NTTへの光ファイバー貸し付け収入などの財産収入、主に起債償還金に充当される5,500万円余りの一般会計繰入金などが主な内容であります。

また、歳出の主なものは、伝送路支障移転費や引き込み工事手数料、インターネット通信やデータ通信の回線使用料、設備保守委託料、電柱の使用料及びテレビ共同受信施設の維持費などのYBネット運営費のほか、起債に係る元利償還金のほか予備費を措置するもので、歳入歳出予算の総額を1億3,458万1,000円と定めるものとなっております。

次に、議案第67号平成20年度小友財産区特別会計予算についてであります。歳入に

においては、基金からの繰入金が主なものであり、また、歳出においては、財産区管理委員会報酬などの管理運営費、山林の維持管理費及び各種団体への補助を目的とする一般会計への繰出金が主なもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ182万8,000円と定めるものとなっております。

次に、議案第68号平成20年度北内越財産区特別会計予算についてであります。歳入は、基金からの繰入金が主なものであり、また、歳出では、山林の維持費及び団体補助を目的とする一般会計への繰出金などで、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4万円と定めるものとなっております。

次に、議案第69号平成20年度松ヶ崎財産区特別会計予算についてであります。歳入では、土地貸し付け収入及び基金からの繰入金が主なものであり、また、歳出においては、財産の維持管理に要する経費のほか、各種団体への補助を目的とする一般会計への繰出金が主なもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ89万3,000円と定めるものとなっております。

以上、ご報告申し上げました各特別会計の新年度予算につきましては、いずれも原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、本日追加提出されました議案第73号一般会計補正予算（第10号）についてであります。当委員会に付託されましたのは歳出第14款予備費であります。これは、本補正予算の歳出に対し財源の不足する部分を予備費により充当するもので、これによる予備費の額を4億6,196万5,000円とするものであり、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情の審査結果についてご報告申し上げます。

初めに、陳情第1号秋田県由利地域振興局の存続を求める意見書提出についての陳情についてであります。県が示す統合案の詳細が現在においても流動的であり、なお審査の要ありと認め、継続審査とすべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情第2号鳥海総合支所直根及び笹子出張所廃止計画に反対する陳情、陳情第6号岩城総合支所亀田出張所存続に関する陳情、陳情第8号大内総合支所上川大内並びに下川大内出張所の存続についての陳情、陳情第9号「出張所の廃止」の中止を求める陳情の4件の陳情につきましては、いずれも出張所の廃止計画に反対し、出張所の存続を求める陳情であります。

陳情の対象となっております出張所は、陳情第2号では直根及び笹子出張所、陳情第6号では亀田出張所、陳情第8号では上川大内及び下川大内出張所、陳情第9号では上川大内出張所ですが、陳情の内容が平成20年度限りの存続を求めるものではなく、先般市当局が平成20年度中の廃止を見送ったことにより、陳情の願意がかなったと言えるものではないことを陳情者より確認し、また、現地調査を行った上で審査に当たっております。

審査の過程では、「出張所の廃止よりも先行して行うべき行政改革があるのではないか」、あるいは「市の一体感の醸成は必要ではあるが、合併後3年ほどで住民に大きな負担を強いるような行政改革は拙速ではないか」との意見や、「出張所の機能にかわるサービスシステムが確立されることを条件として、廃止を進めるべき」との意見、さらに「今後の市当局の動向を見守る必要がある」などの意見がありましたが、採決の結果、

なお審査の必要があるものとして、4件いずれの陳情も継続審査とすべきものと決定した次第であります。

以上で当委員会の審査報告を終わります。

議長（井島市太郎君）ここで午後1時まで休憩いたします。

午後 0時10分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議長（井島市太郎君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員長報告を続行いたします。

教育民生常任委員長の報告を求めます。15番佐藤實君。

【教育民生常任委員長（佐藤實君）登壇】

教育民生常任委員長（佐藤實君）教育民生常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

今定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、本日提出されました案件を含め、条例関係2件、補正予算6件、当初予算7件、その他2件、陳情2件の計19件であります。

なお、審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要についてご報告を申し上げます。

初めに、議案第8号由利本荘市後期高齢者医療に関する条例の制定についてであります。これは、平成20年度から実施される後期高齢者医療制度に伴い市が行う後期高齢者医療の事務などを規定するため、新たに条例を制定しようとするものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第12号由利本荘市B & G海洋センター条例の一部を改正する条例案についてであります。これは大内地域、由利地域及び西目地域のB & G海洋センターのプール使用料を統一するため、施行日を平成20年4月1日として別表を改正しようとするものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第24号由利本荘市立保育所をにかほ市が保育を実施する児童に使用させることに関する協議についてであります。これは、にかほ市から市立西目保育園への広域入所の申し込みがあったことから、同市との間において、由利本荘市立保育所の使用に関する協定書を締結するに当たり議会の議決を得ようとするものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第31号平成20年度由利本荘市介護サービス事業特別会計への繰入れについてであります。これは、平成20年度由利本荘市一般会計から公債費などの財源に充当するため、1億円以内を由利本荘市介護サービス事業特別会計へ繰り入れることに伴い、議会の議決を得ようとするものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、補正予算についてご報告を申し上げます。

最初に、議案第36号平成19年度由利本荘市一般会計補正予算（第9号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入第12款から第17款、第20款、第21款と、歳出第2款から第5款、第9款、第10款、継続費第10款についてであります。

今回の補正は、歳入歳出ともに全般に事業費確定または精算見込みによる補正であります。人件費以外の主なものについてご報告を申し上げます。

まず、歳入第12款分担金及び負担金は、精算見込みによる保育所入所者負担金及び児童クラブ等保護者負担金の増額、保育所入所者負担金滞納繰越分の減額が主なものであります。

第13款使用料及び手数料は、精算見込みによる鳥海診療所などの各施設使用料の増減額が主なものであります。

第14款国庫支出金は、精算見込みによる身体障害者保護費負担金、知的障害者施設訓練等支援費負担金の減額、障害者自立支援給付費負担金の増額、生活保護費負担金の減額、西目小学校など3校の改築にかかわる公立学校施設整備費負担金及び安全・安心な学校づくり交付金の増額が主なものであります。

第15款県支出金は、精算見込みによる知的障害者福祉費負担金、身体障害者保護費負担金の減額、障害者自立支援給付費負担金の増額、障害者自立支援臨時対策事業費補助金の増額、すこやか子育て支援事業費補助金及び第62回国民体育大会会場市町村運営交付金の減額が主なものであります。

第16款財産収入は、精算見込みによる鉄・アルミプレスなどの物品売り払い収入の増額が主なものであります。

第17款寄附金は、音楽ホール建設資金寄附金であります。

第20款諸収入は、精算見込みによる地域支援事業受託収入及び居宅介護予防サービス計画費収入の減額が主なものであります。

第21款市債は、事業費確定による消防施設整備事業債の減額、西目小学校など3校の改築にかかわる継続事業の今年度精算見込み及び国庫金の増額による小学校改修事業債、中学校改修事業債の減額が主なものであります。

次に、歳出についてであります。第2款総務費では、1項総務管理費において、精算見込みによる交通指導隊及び防犯指導隊の報酬などの減額が主なものであります。

3項戸籍住民基本台帳費においては、精算見込みによる印刷製本費などの減額が主なものであります。

第3款民生費では、1項社会福祉費において、国の基準による国民健康保険特別会計への繰出金の減額、精算見込みによる老人保護措置費、食の自立支援事業費の減額、身体障害者施設訓練等支援事業費の増額、介護保険費広域負担金、包括支援センター運営費の減額及び後期高齢者保険料凍結などに伴うシステム改修費の追加が主なものであります。

また、2項児童福祉費においては、利用者増加に伴う放課後児童対策事業費、保育所入所措置事業費の増額、精算見込みによる乳児養育支援金の増額及び児童手当給付事業費の減額が主なものであります。

また、3項生活保護費においては、精算見込みによる扶助費の減額及び平成18年度事業費確定による国庫負担金返還金の増額が主なものであります。

第4款衛生費では、1項保健衛生費において、各種検診受診者数の減による委託料の減額、精算見込みによる直根診療所運営費の医薬材料費などの減額が主なものであります。

また、2項清掃費においては、精算見込みによるじんかい収集の委託料、最終処分場の水質検査等業務委託料及び鳥海処理センターの定期整備補修費などの減額が主なものであります。

第5款労働費は、精算見込みによる出稼互助会負担金及び勤労青少年ホーム管理費の減額であります。

第9款消防費は、事業費確定による耐震性貯水槽の工事請負費などの減額、高規格救急自動車及び小型動力ポンプ付水槽車などにかかわる備品購入費の減額が主なものであります。

第10款教育費では、1項教育総務費において、精算見込みによる通学用定期券購入費などの減額が主なものであります。

また、2項小学校費においては、精算見込みによる燃料費の増額及び児童等健診事業費の減額、継続事業である西目小学校改築事業の今年度精算見込みによる減額が主なものであります。

また、3項中学校費においては、精算見込みによる燃料費などの増額、生徒派遣費補助金及びALT招致事業費の減額、継続事業である本荘南中学校改築事業及び矢島中高連携校建設事業の今年度精算見込みによる減額が主なものであります。

また、4項幼稚園費においては、精算見込みによる幼稚園就園助成事業費の減額が主なものであります。

また、5項社会教育費においては、精算見込みによる社会教育施設及び公民館管理費の減額、事業費の確定による文化会館の施設修繕費の減額が主なものであります。

また、6項保健体育費においては、精算見込みによる各体育施設管理費及び秋田わか杉国体由利本荘市実行委員会補助金の減額、事業費の確定による水林総合運動公園整備事業費の減額が主なものであります。

次に、継続費についてであります。これは、第10款教育費において、今年度からの2カ年度継続事業である西目小学校など3校の学校建設にかかわる実績見込みによる補正であります。

第2項小学校費、西目小学校改築事業において、平成19年度の年割額を5億104万7,000円から4億6,902万2,000円に、平成20年度の年割額を7億6,370万2,000円から7億353万円にし、総額では12億6,474万9,000円から11億7,255万2,000円にしようとするものであります。

また、第3項中学校費、本荘南中学校改築事業においては、平成19年度の年割額を5億6,790万8,000円から4億5,989万円に、平成20年度の年割額を7億7,735万6,000円から8億5,408万1,000円にし、総額では13億4,526万4,000円から13億1,397万1,000円にしようとするものであります。

また、第3項中学校費、矢島中高連携校建設事業においては、平成19年度の年割額を5億7,132万2,000円から2億3,925万8,000円に、平成20年度の年割額を9億8,981万5,000円から10億6,421万3,000円にし、総額では15億6,113万7,000円から13億347万1,000円にしようとするものであります。

次に、議案第37号平成19年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入においては、一般被保険者国民健康保険税及び一般会計繰入

金の減額、退職被保険者等国民健康保険税、財政調整基金運用収入及び前年度繰越金の増額であり、歳出においては、総務費において国保ラインシステム改修などに要する経費の追加、精算見込みによる保険給付費、保健事業費、基金積立金及び予備費の増額であり、補正後の歳入歳出予算総額を96億4,507万5,000円にしようとするものであります。

次に、議案第38号平成19年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入においては、休日診療収入及び基金運用収入の増額であり、歳出においては、精算見込みによる休日診療所運営費及び基金積立金の増額であり、補正後の歳入歳出予算総額を1,173万5,000円にしようとするものであります。

次に、議案第41号平成19年度由利本荘市奨学資金特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入においては、前年度繰越金の増額であり、歳出においては、精算見込みによる一般管理費及び奨学資金貸付金の減額、予備費の増額であり、補正後の歳入歳出予算総額を8,769万3,000円にしようとするものであります。

次に、議案第42号平成19年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入においては、サービス収入、財産運用収入、寄附金、前年度繰越金及び諸収入を増額、一般会計繰入金を減額し、歳出においては、精算見込みによるサービス事業費の減額、基金積立金及び予備費の増額であり、補正後の歳入歳出予算総額を8億7,780万9,000円にしようとするものであります。

以上のとおり、一般会計及び各特別会計補正予算は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、平成20年度予算についてご報告を申し上げます。

最初に、議案第53号平成20年度由利本荘市一般会計予算についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入第11款から第16款、第18款、第20款、第21款と、歳出第2款から第5款、第7款、第9款、第10款、債務負担行為についてであります。

その主なものについてご報告を申し上げます。

まず、歳入第11款は、交通安全対策特別交付金であります。

第12款分担金及び負担金は、老人保護入所者負担金及び保育所入所者負担金が主なものであります。

第13款使用料及び手数料は、鳥海診療所使用料、焼却場使用料、幼稚園保育料及び戸籍手数料が主なものであります。

第14款国庫支出金は、障害者自立支援給付費負担金、保育所運営費負担金、生活保護費負担金、次世代育成支援対策交付金、安全・安心な学校づくり交付金及び国民年金事務取扱費委託金が主なものであります。

第15款県支出金は、保険基盤安定制度負担金、後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金、福祉医療費補助金及びすこやか子育て支援事業費補助金が主なものであります。

第16款財産収入は、鉄・アルミプレスなどの物品売り払い収入が主なものであります。

第18款繰入金は、老人保健特別会計繰入金、後期高齢者医療特別会計繰入金及び音楽ホール建設基金繰入金であります。

第20款諸収入は、高額療養費貸付金元利収入、地域支援事業受託収入、老人福祉施設

建設費償還金、居宅介護予防サービス計画費収入及びごみ袋売上代が主なものであります。

第21款市債は、消防施設整備事業債、スクールバス導入事業債、小学校改修事業債及び中学校改修事業債が主なものであります。

次に、歳出についてであります。第2款総務費では、交通安全対策、防犯対策、市民相談及び住民基本台帳費にかかわる経費が主なものであります。

第3款民生費では、老人ホーム、障害者自立支援に関する経費、保育所などの経費のほか、国民健康保険費、福祉医療支給事業費、介護保険費、後期高齢者医療費及び生活保護にかかわる経費が主なものであり、入院医療費支給及び子育て支援金支給事業費などの子育て支援の一環としての経費も計上されております。

第4款衛生費では、各種検診、予防接種にかかわる経費や診療所にかかわる経費、ごみ処理施設にかかわる経費及びし尿処理分担金が主なものであり、後期高齢者健診事業費、妊婦へのブックスタート事業及び不妊治療費助成事業の経費も計上されております。

第5款労働費は、季節労働にかかわる経費及び勤労青少年ホームの管理費を計上しております。

第7款商工費は、消費者行政にかかわる経費を計上しております。

第9款消防費は、常備消防の維持管理費、消防団にかかわる経費のほか高規格救急自動車、小型動力ポンプ積載車及び耐震性貯水槽の設置に要する経費が主なものであります。

第10款教育費では、幼稚園、小学校、中学校や各教育施設の維持管理に要する経費、スクールバスの購入費、西目小学校改築、本荘南中学校改築、矢島中高連携校建設及び笹子公民館建設にかかわる経費が主なものであり、児童生徒学校生活サポート事業、ALT招致事業及び放課後子ども教室推進事業などに関する経費も計上されています。

次に、債務負担行為についてであります。これは、福祉住宅整備資金利子補給及び損失補償について、平成20年度から27年度まで、利子補給については償還利子5%以内の利子補給額、損失補償については金融機関が融資した額の10%に相当する額を、それぞれ限度額として設定するものであります。

次に、議案第54号平成20年度由利本荘市国民健康保険特別会計予算についてであります。歳出においては、保険給付費、後期高齢者支援金など、老人保健拠出金、介護納付金及び共同事業拠出金が主なものであり、歳入においては、国民健康保険税のほか国庫支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金及び共同事業交付金が主なものであります。

歳入歳出予算の総額を9億9,305万9,000円にするものであります。

次に、議案第55号平成20年度由利本荘市老人保健特別会計予算についてであります。歳出においては、医療給付費のほか医療費支給費及び審査支払手数料が主なものであり、歳入においては、支払基金交付金及び国庫支出金が主なものであります。

なお、平成20年度から実施される後期高齢者医療制度に伴い、医療給付費等に関して平成20年3月分及び過年度分の精算額の計上となることから、前年度に比較して大幅な減額となるものであります。

歳入歳出予算の総額を9億7,443万9,000円にするものであります。

次に、議案第56号平成20年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳出においては、後期高齢者医療広域連合納付金が主なものであり、歳入においては、後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金が主なものであります。

なお、この会計は、平成20年度から実施される後期高齢者医療制度に伴い新設される特別会計であります。

歳入歳出予算の総額を8億887万7,000円にするものであります。

次に、議案第57号平成20年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計予算についてであります。歳出においては、医師などの報酬費と医薬材料費などが主なものであり、歳入においては、診療収入及び受託事業収入が主なものであります。

歳入歳出予算の総額を900万9,000円にするものであります。

次に、議案第60号平成20年度由利本荘市奨学資金特別会計予算についてであります。平成20年度の貸し付けについて、既存貸し付け決定分及び新規分を含め144人分を予算計上し、その財源として一般会計からの繰入金、前年度繰越金及び貸付金の返還金などを充てるものであります。

歳入歳出予算の総額を7,242万7,000円にするものであります。

次に、議案第61号平成20年度由利本荘市介護サービス事業特別会計予算についてであります。歳出においては、鳥寿苑、悠楽館及び東光苑の管理運営費並びに公債費が主なものであり、歳入においては、サービス収入、一般会計繰入金及び前年度繰越金が主なものであります。

歳入歳出予算の総額を7億3,995万8,000円にするものであります。

以上のとおり、平成20年度一般会計及び各特別会計予算は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、本日追加提出されました、議案第73号平成19年度由利本荘市一般会計補正予算（第10号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入第20款と歳出第4款についてであります。

これは、2月22日に発生した道の駅岩城施設用地内の風力発電施設付近への落雷により、ウエーブ岩城内のケーブルテレビ設備に被害があり、修繕を要するものであります。

補正の内容は、歳出第4款1項保健衛生費において、ウエーブ岩城内のケーブルテレビ設備にかかわる増幅器及び電源部の修繕に要する経費10万9,000円を追加し、その財源の全額を特定財源として、第20款5項雑入において損害保険金収入を充当しようとするものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、陳情についてご報告申し上げます。

最初に、陳情第3号特別支援教育支援員の配置についての陳情につきましては、障害の有無にかかわらず、地域の子が地域の学校で教育を受けるための教育条件整備と、特別支援教育支援員について各校の要望に基づき適切な配置を求める2項目からなる陳情であり、慎重に審査し、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情第5号由利本荘市営大平スキー場の存続についての陳情につきましては、青少年の健全育成と生涯スポーツの推進などを考慮し、社会体育施設として大平スキー場の廃止方針を撤回して存続を求める陳情であります。審査の過程で、なお審査の必

要があるとして「継続審査にすべき」との意見も出されましたが、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

以上で審査の報告を終わります。

議長（井島市太郎君） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。24番土田与七郎君。

【産業経済常任委員長（土田与七郎君）登壇】

産業経済常任委員長（土田与七郎君） 産業経済常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

今期定例会において当委員会に審査付託になりました案件は、本日追加提出された案件を含め、条例関係6件、補正予算5件、新年度予算4件、契約の変更1件、その他6件、陳情3件の計25件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりであります。審査の経過と概要についてご報告申し上げます。

最初に、条例関係の議案のうち、議案第14号由利本荘市中小企業融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例案であります。これは、これまでの信用保証協会による融資額への100%の保証割合を原則として80%とし、残りの分を金融機関が保証することで融資のリスク分散を図る責任共有制度が、昨年10月1日から導入されたことに伴い、その影響が懸念される小規模企業者へ安定的資金調達の維持などの支援を図るために条例の一部を改正しようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第15号由利本荘市コミュニティバス等運行事業条例の一部を改正する条例案であります。これは、岩城地域と鳥海地域との間で差異があった料金を統一するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、施行期日を本年7月1日としておりますのは、それまでの期間を利用者への周知期間とするためとのことであり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

なお、委員より「利用者にとっては負担増となるので、周知期間において、わかりやすく十分に伝えていただきたい」との声がありましたことを申し添えます。

次に、議案第16号由利本荘市特別導入事業基金条例の一部を改正する条例案であります。これは、肉用牛購入のための資金貸付事業に充てる特別導入事業基金について、補助金の一般財源化に伴い国の家畜導入事業が廃止されたことにより、基金原資に含まれる国庫金を返還することに伴い、当該基金の額を減ずるための条文改正をしようとするものであります。

なお、国庫金の返還は昨年度から始まり平成23年度までの6カ年で行うもので、今年度は943万6,000円を返還し、基金の額を1億2,206万円とするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第17号由利本荘市天鷲郷施設条例の一部を改正する条例案であります。これは、天鷲村の入園料について、常設展示のほかに誘客を促すための特別展示などが併催されている場合は経費が掛かり増しになるため、これに対応し料金を加算できるよう条例の一部を改正しようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決す

べきものと決定した次第であります。

次に、議案第20号由利本荘市浄化槽施設条例の一部を改正する条例案であります。これは浄化槽施設を大内地域に10カ所、本荘地域に4カ所、それぞれ新たに設置したことに伴い、別表に当該施設を追加しようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第21号本荘市農業経営対策資金融資に関する条例を廃止する条例案であります。これは、今年度新たに市の畜産振興基金を創設したことに伴い、合併時に暫定施行した旧本荘市の条例を廃止しようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第25号土地改良事業（館合新田地区）の施行についてであります。これは、東由利地域館合新田地区において、延長956メートルの用水路工及び延長71メートルの排水路工を2カ年で施行するに当たり、議会の議決を得ようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第26号由利本荘市営土地改良事業の経費の賦課徴収についてであります。これは、ただいまご報告いたしました議案第25号の事業に係る経費の受益者負担として、分担金の賦課基準並びに徴収の時期などについて議会の議決を得ようとするものであります。

係る総事業費は2,400万円であり、負担割合は国55%、県1%、市22%、受益者が22%であります。これを各年度ごとの事業費に分け、受益者の受益地積割に応じ負担を求めるものであり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第29号由利本荘市の公の施設の指定管理者の指定についてであります。これは、矢島スポーツ宿泊センター「ユースプラトール」の指定管理者について、選定委員会での審議結果に基づき、株式会社鳥海高原ユースパークを平成20年4月1日から平成22年3月31日までの2年間を指定期間として指定するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

なお、今回の選定に当たっては公募を実施しておりませんが、その理由として当局より、当該株式会社が現在ユースプラトールを運営しており、また周辺施設についても平成18年4月より指定管理者となっていることから、これらの一体管理に有効性が見込まれたとの説明を受けております。

また、指定期間を2年間とした理由については、平成18年より管理代行している周辺施設の指定期間にあわせたものであり、これらの指定期間が切れる平成22年には原則として公募による選定を実施したいとのことであり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第30号平成19年度由利本荘市休養宿泊施設運営特別会計への繰入れについてであります。これは、一般会計から休養宿泊施設運営特別会計への繰り入れ限度額を2,000万円以内から3,700万円以内にするため、議会の議決を得ようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第33号平成20年度由利本荘市集落排水事業特別会計への繰入れについて、及び議案第35号平成20年度由利本荘市休養宿泊施設運営特別会計への繰入れについての

2件であります、これらはいずれも新年度予算において一般会計から特別会計への繰り入れを行うに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

集落排水事業特別会計には11億円以内を、休養宿泊施設運営特別会計には1,500万円以内を、それぞれの事業推進のため繰り入れしようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、補正予算であります。

初めに、議案第36号平成19年度一般会計補正予算（第9号）であります、当委員会に審査付託になりましたものについて、その主な内容をご報告申し上げます。

まず、歳入についてであります。

第12款分担金及び負担金につきましては、事業費確定による農地農業用施設災害復旧のための受益者分担金の減額補正であります。

第13款使用料及び手数料につきましては、農林水産業及び商工観光各施設などの使用料及び手数料の実績見込みによる増減額補正が主なものであります。

第15款県支出金につきましては、強い農業づくり交付金事業に国の原油価格高騰対応省エネルギー型農業機械等緊急整備対策が追加されたことに伴う増額補正、地域で創る水田農業支援事業への補助金が、事業主体である市水田農業推進協議会へ直接交付されることになったことによる減額補正のほか、各種補助対象事業が確定したことにより、それらへの県補助金と委託金を精査し、それぞれ増減額補正するものであります。

第16款財産収入につきましては、立木や間伐材及び各生産物の売り払い収入額の実績見込みによる増減額補正が主なものであります。

第18款繰入金につきましては、国への償還金確定に伴う特別導入事業基金繰入金の減額補正が主なものであります。

第20款諸収入につきましては、農林水産業及び商工雑入のそれぞれの実績に基づく増減額補正であります。

第21款市債につきましては、農林水産業債では、日沿道西目サービスエリアへ連絡する農道整備が調整の結果、国の工事となったことによる減額補正が主なもので、商工債、災害復旧債は各事業の確定による減額補正であります。

次に、歳出についてであります。歳入同様、年度末における各事業費の確定による精査、計数整理が主なものであります、各款ごとにご報告申し上げます。

第5款労働費につきましては、当委員会にかかわるものは、1項1目労働諸費における賃金と報償費の減額補正のみであります。

第6款農林水産業費につきましては、1項農業費においては、歳入第15款で触れました省エネ型乾燥機を由利地域蟹沢集落が導入することに対する補助のための経費の追加、地域で創る水田農業支援事業の市水田協直接事業への移行による減額補正、肥育素牛購入費の精査などによる畜産センター等運営費の減額補正、歳入第21款で触れました西目地域の農道整備に係る減額補正及び集落排水事業操出金の減額補正が主なものであります。

2項林業費では、各地域における市有林管理事業と松くい虫防除対策事業の確定による減額補正と、昨年度から実施していた、ゆり海岸林再生事業の精算見込みによる減額補正が主なものであります。

なお、このゆり海岸林再生事業は、TDK株式会社から多額の支援金をいただきながら取り組みましたが、請差などで生じたその残金については財政調整基金に積み立て、今後の保育管理に充てていきたいとの説明を受けております。

3項水産業費では、松ヶ崎・西目両漁港の春先の漂砂しゅんせつに要する経費の追加が主なものであります。

第7款商工費につきましては、信用保証協会への保証料が確定したことによる中小企業融資幹旋資金事業費の追加、生活路線バス運行に係る補助金の確定による増額補正、本荘工業団地がすべて分譲済みとなったことに伴う同団地の環境整備費の減額補正、休養宿泊施設運営・スキー場運営両特別会計への繰出金の増額補正、浜館公園整備の確定による観光基盤整備事業費の減額補正、各観光施設の管理・運営に要する経費の精査による増減額補正が主なものであります。

第11款災害復旧費につきましては、昨年の豪雨による農地農業用施設災害復旧事業の確定による減額補正であります。

第13款諸支出金は、東由利地域の水源地涵養機能保全林の立木取得の額確定による減額補正であります。

次に、継続費につきましては、第6款農林水産業費において、歳出でも触れましたが、ゆり海岸林再生事業の確定に伴い今年度年割額を減額補正するものであります。

次に、繰越明許費につきましては、第11款災害復旧費において、昨年の豪雨により被災した林道施設の復旧が積雪により年度内完成が困難になったことに伴い、7,504万1,000円を翌年度へ繰り越ししようとするものであります。

次に、債務負担行為につきましては、農業経営基盤強化資金利子助成と農地農業用施設災害復旧支援資金利子補給については、今年度資金利用額が確定したことに伴う追加を、また、西目漁港沖防波堤整備事業については、国のゼロ国債に対応するため平成19年度中の契約が必要となったことから、平成20年度単年度で追加をするものであります。

次に、議案第44号平成19年度集落排水事業特別会計補正予算（第4号）であります。歳入においては、実績見込みにより分担金と使用料をそれぞれ増減額補正するほか、一般会計繰入金の減額補正及び事業費減に伴う市債の減額補正が主なもので、歳出においては、各処理施設の維持管理費や各地区での事業確定に伴う減額補正、資本費平準化債の平成18年度借り入れ分について元金償還の据え置き期間が生じたことによる、公債費の減額補正が主なものであります。

また、地方債においては、農業集落排水事業の起債限度額の変更を行うものであり、これにより歳入歳出それぞれ3,056万9,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を22億5,661万3,000円とするものであります。

次に、議案第46号平成19年度休養宿泊施設運営特別会計補正予算（第3号）であります。歳入においては、実績見込みによる施設使用料、売店収入などの減額補正と、一般会計繰入金や前年度繰越金の増額補正が主なもので、歳出においては、施設経営費の精査による減額補正が主なものであり、これにより歳入歳出それぞれ3,032万1,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を1億6,632万円とするものであります。

次に、議案第47号平成19年度スキー場運営特別会計補正予算（第3号）であります。歳入においては、鳥海オコジョランドスキー場における各事業収入の減額補正、矢島ス

スキー場整備に伴う消費税還付金の増額補正、前年度繰越金の増額補正が主なもので、歳出においては、2つのスキー場の管理費の精査による減額補正と、歳入で触れました消費税還付金について予備費で調整を図るものであり、これにより歳入歳出それぞれ2,758万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を1億4,464万6,000円とするものであります。

以上の補正予算4件につきましては、いずれもその提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、平成20年度予算についてであります。

初めに、議案第53号平成20年度一般会計予算について、当委員会に審査付託になりました、その主な内容をご説明申し上げます。

まず、歳入であります。

第12款分担金及び負担金につきましては、土地改良事業及び草地整備に係る受益者の分担金・負担金と、道の駅岩城の各施設の電力使用負担金、鳥海地域の温泉施設等管理負担金であります。

第13款使用料及び手数料につきましては、1項使用料においては、農林水産業と商工観光各施設の使用料、2項手数料においては、畜産施設に係る手数料であります。

第15款県支出金につきましては、各事業に対する補助金・委託金であります。

第16款財産収入につきましては、1項財産運用収入においては、農林業・観光施設などに係る土地建物貸付収入が主なもので、2項財産売払収入においては、立木売り払い収入と大内工業団地のTDK羽後株式会社への売却による収入、各生産物売り払い収入、岩城地域の風力発電売電収入であります。

第18款繰入金につきましては、2項基金繰入金において、特別導入事業基金の国への平成20年度返還分に係る繰入金、本荘石脇コミュニティセンター等基金に係る繰入金であります。

第20款諸収入につきましては、3項貸付金元利収入において、労働費・農林水産業費・商工費での各預託金に係る回収金が主なもので、そのほかは雑入であります。

第21款市債につきましては、各事業実施のための起債であります。

次に、歳出について、その主なものを各款ごとにご説明申し上げます。

第5款労働費につきましては、由利本荘市シルバー人材センターへの運営事業費補助金や、勤労者金融対策としての労働金庫への預託金が主なものであります。

第6款農林水産業費につきましては、1項農業費においては、地域の農業生産の担い手となる経営体支援のための、めざせ元気な担い手農業夢プラン応援事業に要する経費、土地改良資材投入を支援する高品質良食味米生産体制強化事業費補助金、中山間地域等直接支払交付金、秋田由利牛肥育農家への各支援事業に要する経費、土地改良などの農業基盤、農道整備を進めるために要する経費が主なもので、さらに集落排水事業特別会計への操出金も措置されております。

また、新たな取り組みとして、都市との交流を深め由利本荘市での田舎暮らしを推進する、豊かな大地に暮らしてみよう支援事業のための調査に要する経費が計上されております。

2項林業費においては、民有林の造林や森林整備地域活動支援のために要する経費、

林道・作業道の開設や維持に要する経費、あるいは市有林の保育等に要する経費が主なものであります。

3項水産業費においては、道川・松ヶ崎・西目漁港の各防波堤工事に係る経費や、水産資源養殖推進のための経費が主なものであります。

第7款商工費につきましては、中小企業の経営安定のための保証料補給に係る経費、由利高原鉄道や生活バス路線運行維持に要する経費、大内工業団地造成に要する経費、商工会や各種イベント開催等への補助などが主なものであり、さらに休養宿泊施設運営、スキー場運営両特別会計への繰出金も措置されております。

第11款災害復旧費につきましては、1項農林水産業施設災害復旧費において、今年の豪雨で被災した林道施設の維持補修・管理に要する経費を措置するものであります。

第13款諸支出金につきましては、水源涵養と森林環境保全のための立木購入に要する経費を措置するものであります。

次に、債務負担行為につきましては、本荘工業団地へのガス導管敷設工事資金の借入金に係る償還金利子補給について、平成29年度までを期間とし、3,902万3,000円を限度額として設定するものであります。

次に、議案第63号平成20年度集落排水事業特別会計予算であります。歳入は、受益者からの分担金と使用料、国・県補助金、一般会計繰入金及び市債、歳出は、処理施設の維持管理費や農業集落排水事業と特定地域生活排水事業に係る整備費や、基金積立金及び償還金が主なものであります。

また、地方債については、各事業に係る市債と資本費平準化債の起債について限度額などを定めるものであり、歳入歳出予算の総額を28億9,641万9,000円とするものであります。

次に、議案第65号平成20年度休養宿泊施設運営特別会計予算であります。歳出は、平成15・16年度の施設整備に充てた借入金に係る償還金や平成19年度分消費税、温泉管理に係る委託料などが主なもので、これらの財源として一般会計繰入金を充て、歳入歳出予算の総額を1,791万円とするものであります。

なお、本特別会計予算は指定管理者による管理を前提にした編成であり、対前年度比約9割減となっております。

次に、議案第66号平成20年度スキー場運営特別会計予算であります。歳入は、事業収入と前年度繰越金、歳出は、矢島及び鳥海オコジョランドの両スキー場の維持管理費と償還金が主なものであり、歳入歳出予算の総額を6,804万5,000円とするものであります。

なお、このたびの本特別会計予算編成においては、2つのスキー場の運営経費が含まれてはいるものの、年間で足りる額ではないことから、鳥海オコジョランドスキー場については今後の地元地域の方々との協議により、その結果によって必要経費を補正で対応したい旨の説明を受けております。

以上の新年度予算4件につきましては、いずれもその提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、本日追加提出されました案件についてご報告申し上げます。

初めに、議案第72号大内工業団地造成工事請負変更契約の締結についてであります。

これは、本年1月の第1回臨時会において議決され、菊地建設株式会社と2億3,362万5,000円で締結された契約を変更しようとするものであります。

その内容は、追加して発生が見込まれる除根材等のチップ化処理と、このチップ材を基盤材として吹きつけることで、のり面の保護と緑化を同時に図るための工事に係る設計変更で、契約額を1,310万850円増額し、2億4,672万5,850円に変更する契約を締結しようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

なお、委員より、除根材の発生量の見積もりの甘さ、さらにその処理方法についての詰め甘さについての指摘があり、今後は設計段階において十分な検討をしていただきたいとの声がありましたことを申し添えます。

次に、議案第73号平成19年度一般会計補正予算（第10号）であります。

当委員会に付託されましたものは、いずれも去る2月22日に発生しました岩城地域での落雷被害による修繕に伴うもので、歳入第20款諸収入は、これに係る損害保険金収入であります。

歳出第6款農林水産業費においては、水産物養殖研究施設へ海水を供給するための水中ポンプの電気部品交換、第7款商工費においては、同じく被害を受けた防雷塔の制御盤、温泉やオートキャンプ場など周辺施設の電気機器修繕に要する経費の追加であり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情についてご報告申し上げます。

初めに、陳情第4号鳥海オコジョランドスキー場存続についての陳情であります。これは去る1月30日の全員協議会において、市当局より示されました施設運営等の見直し案において、来シーズンから廃止の対象とされた当該スキー場について存続を求めるものであります。

審査においては、「来シーズンが始まるまで期間があり、今後の動向を判断材料とするために継続審査としてはどうか」との声もありましたが、慎重に審査した結果、「行政改革は本市にとって必要不可欠であるが、このまま何も検討を加えずに即廃止というのは果たしていかなものか。地元地域の方々の積極的な協力を得ながら、改善すべき点は改善し、行政と一緒に実現可能な部分を探るために協議を重ねていくことが、地域の活力向上につながるのではないか」という全委員共通の結論に達し、これに期待しながら、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第7号天鷲遊園存続に関する陳情及び陳情第10号天鷲遊園の存続についての陳情であります。これらはいずれもただいまご報告申し上げました陳情第4号同様、廃止の対象とされた天鷲遊園について存続を求めるものであります。

審査においては、「早期に結論を出す必要があると思われるが、行政が遊園地を持つことが現在の情勢からしてどうなのか、さらに研究するために継続審査としたい」との声もありましたが、慎重に審査をした結果、「現在の機能そのままの存続、ましてやスーパースライダーの更新については非常に困難であると認識はするが、経営者としての第三セクターと指定管理者の努力、さらに地元地域の方々の積極的な協力のもと、スキー場同様に行政とともに実現可能な範囲を探ることが、やはり地域活力向上のために重要なことであり、また、陳情に対する議会としての結論を先送りすることにより、そ

のチャンスを逃すことになっては好ましくない」という全委員共通の結論に達し、これに期待しながら、いずれも全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

なお、当委員会において採択すべきものと決定いたしました陳情第4号、第7号及び第10号につきましては、地方自治法第125条の規定に基づき、市長へ送付し、また、その処理の経過及び結果報告を請求すべきものと決定した次第であります。

以上で審査の報告を終わります。

議長（井島市太郎君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。3番佐々木勝二君。

【建設常任委員長（佐々木勝二君）登壇】

建設常任委員長（佐々木勝二君） それでは、私の方から建設常任委員会の審査結果をご報告申し上げます。

今期定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日に付託されました案件を除き、また、本日付託されました案件を含めて、条例改正3件、道路関係2件、特別会計への繰り入れ2件、補正予算6件、新年度予算5件の合計18件であります。

審査結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。主な内容と審査結果についてご報告申し上げます。

初めに、条例の一部改正に関する案件であります。

議案第13号由利本荘市簡易水道等設置条例の一部を改正する条例案であります。これは、大内第二簡易水道事業の完了に伴い、別表の給水区域、給水人口及び1日最大給水量を改正するものであります。

次に、議案第18号由利本荘市都市公園条例の一部を改正する条例案であります。西目カントリーパークのテニスコートの使用料を「1人1時間当たり」から、他の施設と同様に「1面1時間当たり」の料金体系に変更することに伴い、別表を改正するものであります。

次に、議案第19号由利本荘市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは、公共下水道事業の進捗に伴い、新たに負担区を設定するため、別表を改正するものであります。

以上、ご報告いたしました3件の条例の一部改正につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、道路関係の案件であります。

議案第27号由利本荘市道路線の廃止について及び議案第28号由利本荘市道路線の認定についての2件であります。関連がありますので一括して報告いたします。

初めは、本荘中央地区土地区画整理事業に伴うものであります。裏尾崎4号線を換地により廃止し、新たに裏尾崎4号線及び5号線を認定するものであります。

次に、開発行為に伴うものであります。田尻4号線を路線見直しにより廃止し、新たに田尻4号線、田尻野25号線、26号線及び27号線、砂子下6号線及び7号線、川口25号線、飛島団地9号線及び10号線、一番堰23号線、薬師堂59号線、60号線及び61号線、ぽぼろ団地1号線及び2号線を認定するものであります。

次に、道路改良事業の完了により移管されるものであります。国道341号では富田線及び亀田線を、また、国道107号では板戸3号線及び4号線をそれぞれ認定するもの

であります。

以上、2路線を廃止し、21路線を認定する2件の道路関係の案件につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、特別会計への繰り入れ案件であります。

議案第32号平成20年度由利本荘市下水道事業特別会計への繰り入れについて及び議案第34号平成20年度由利本荘市簡易水道事業特別会計への繰り入れについての2件であります。これは、平成20年度由利本荘市一般会計から下水道事業へは15億円以内、簡易水道事業へは3億円以内を各特別会計に繰り入れすることについて、地方財政法第6条の規定により、議会の議決を得ようとしているものであります。いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、平成19年度各会計の補正予算の案件であります。各会計とも、年度末における事業費等の精査並びに職員人件費及び施設の維持管理費等の措置であります。

なお、各会計に共通することから、件名のうち「平成19年度由利本荘市」は省略して報告させていただきます。

初めに、議案第36号一般会計補正予算（第9号）のうち、当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では第13款から第15款及び第21款、歳出では第4款、第8款及び第11款、継続費では第8款、繰越明許費では第4款、第8款及び第11款であります。主な内容につきましてご報告いたします。

歳入では、13款使用料及び手数料において、道路占用料及び土木施設使用料が増額、14款国庫支出金において、事業費の確定により、公共土木施設災害復旧費負担金及び地方道路臨時交付金が減額、まちづくり交付金及び公営住宅建設事業費補助金が増額、15款県支出金において、精査により住宅関係委託金が減額、21款市債で、補助事業等の確定見込みなどに伴い減額または増額となるものであります。

一方、歳出では、4款衛生費で、事業費の精査により浄化槽設置事業費が減額となるほか、簡易水道事業特別会計への繰り出金が増額、8款土木費で、補助及び交付金事業の確定見込みにより事業費が減額及び組み替え、または増額となるほか、除雪関連経費の増額が主なものであり、11款災害復旧費で、事業の確定見込みにより減額となるものであります。

なお、継続費補正においては、8款土木費の由利橋迂回路橋設置事業の年割額を変更するものであり、また、申請者の浄化槽設置計画の変更、用地及び補償交渉等に不測の日数を要したこと、秋田県の施工する工事との調整のため2月発注となったこと、国庫負担金が追加配分となることなど、種々の理由により年度末までの完了が困難なことから、4款清掃費で浄化槽設置事業、8款土木費で瀉端まちづくり交付金事業、本荘市街地地区まちづくり交付金事業、土地区画整理事業及び街路事業、11款災害復旧費で公共土木災害復旧事業、合わせて6件の事業について繰越明許費を設定するものであります。

以上、報告いたしました一般会計の補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第43号下水道事業特別会計補正予算（第5号）であります。歳入では、下水道費負担金、下水道使用料、一般会計繰入金及び消費税還付金などが増額、市債が

減額となるものであり、一方、歳出では、精査により施設の維持管理費及び事業費が減額、公債費が増額となるものであり、歳入歳出それぞれ1,933万8,000円の増額となるもので、補正後の歳入歳出予算総額が32億717万5,000円となるものであります。

なお、関係機関との協議に不測の日数を要したことなどにより、公共下水道事業において繰越明許費を設定するものであり、また、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業における地方債の限度額が、それぞれ5億7,770万円及び1億3,800万円に変更となるものであります。

次に、議案第45号簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）であります。歳入では、滞納繰越分の水道使用料、一般会計繰入金及び財政調整基金などが増額、現年度分の水道使用料、国庫補助金、水道管移設補償費及び市債などが減額となるものであり、一方、歳出では、施設管理費や簡易水道施設整備事業費の確定に伴う減額及び公債費の増額が主なものであり、歳入歳出それぞれ2,921万4,000円の減額となるもので、補正後の歳入歳出予算総額が15億2,618万7,000円となるものであります。

なお、芦川浄水場建設事業における継続費の平成20年度の年割額を3億9,469万3,000円、総額を7億8,839万円に変更するものであり、また、簡易水道事業における地方債の限度額が5億7,790万円に変更となるものであります。

以上、2件の特別会計の補正予算のうち、公債費の増額につきましては、平成18年度に新たに起債した市債の一部元金及び利子を精査積算したものであり、下水道事業においては元金5件分5,452万7,000円、利子10件分2,423万1,000円の計7,875万8,000円であり、また、簡易水道事業においては利子2件分1,064万円で、2件の特別会計の合計で8,939万8,000円であります。

当局からは、「この公債費は本来、平成19年度当初予算で計上すべきものであるが、これを失念してしまったこと」の陳謝や、「昨年10月にこのことに気づいて、昨年12月の第3回定例会（12月）への補正予算提案を考えたものの、補正予算の締め切りまでの期間が少なく、補正額の精度確保が困難となるほか、過年度分の負担金や使用料などの歳入をふやし、施設管理費や事業費などの歳出を減らす努力をし、一般会計からの繰入金をなるべく少なくするために今期定例会への提案としたもの」などの説明がりましたが、委員からは、「19年第3回定例会においてこのことを報告すべきだった」とのことや、「理由はどうあれ、事務チェック体制の不備は否めない」などの意見がありました。

このことにより、以上、報告いたしました2件の特別会計の補正予算につきましては、次の意見を付して、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

意見。議案第43号平成19年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算（第5号）及び議案第45号平成19年度由利本荘市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）における公債費の増額補正については、平成18年度新たに起債した市債の一部元金及び利子分を追加するものであるが、本来、平成19年度当初予算に計上すべきもので、このことにかかわる事務執行に大きな不備があったものと言わざるを得ない。

今後、再びこのようなことがないよう、適正な事務執行に万全を期されたい。

次に、議案第51号水道事業会計補正予算（第4号）であります。収益的収入において、水道使用量及び工事・設計検査件数の増加により水道料金及び工事検査手数料など640万9,000円増額し、14億9,469万8,000円に、一方、同じく支出において、精査により

委託料、修繕費及び賃借料や借入金利子の確定により企業債利息が減額となるほか、平成19年度の予算執行に伴う消費税見込額が増額となり、合わせて610万6,000円減額し、14億4,322万3,000円となるものであります。

また、資本的収入において、企業債が増額及び工事負担金が減額となり、合わせて1億6,141万7,000円増額し、6億7,194万1,000円に、一方、同じく支出において、委託料及び工事請負費が減額となるほか、企業債償還金が増額となるもので、合わせて6,921万7,000円増額し、13億2,926万5,000円となるものであります。

なお、起債限度額を水道施設整備事業で2億210万円に変更し、また、高金利対策借換債で6,750万円、公的資金補償金免除繰上償還にかかわる借換債で2億2,300万円とし、総額が5億1,000万円となるものであります。

次に、議案第52号ガス事業会計補正予算（第5号）についてであります。収益的収入において、受注工事収益及び雑収益などが増額となるほか、消費税還付金が減額となり、合わせて212万1,000円減額し、9億45万4,000円に、一方、同じく支出において、原材料費及び工事請負費など、合わせて1,761万2,000円増額し、8億6,875万5,000円となるものであります。

また、資本的収入において、企業債及び工事負担金を合わせて1億2,280万5,000円減額し、5億6,869万6,000円に、一方、同じく支出において、委託作業費、工事請負費及び固定資産購入費を合わせて1億3,201万8,000円減額し、8億660万5,000円となるものであります。

なお、起債限度額を供給設備整備事業で4億6,700万円に変更するものであり、また、製造設備改良事業における継続費を5億2,500万円から4億9,980万円に変更となるものであります。

以上、報告いたしました2件の企業会計の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次は、新年度予算であります。

補正予算と同様に件名の「平成20年度由利本荘市」は省略して報告させていただきます。

初めに、議案第53号一般会計予算のうち、当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では、第12款から第15款、第20款及び第21款、歳出では、第4款、第8款及び第11款並びに債務負担行為であります。主な内容につきまして報告いたします。

歳入であります。12款分担金及び負担金では、東北電力などからの電線共同溝建設費負担金が、13款使用料及び手数料では、三ツ方森水道にかかわる行政財産使用料、道路占有料及び住宅使用料などが、14款国庫支出金では、道路整備、除雪車両配備、土地区画整理及び公営住宅建設事業などにかかわる交付金及び補助金が、15款県支出金では、浄化槽整備及び秋田県公共団体施行土地区画整理事業費補助金、防災ダム管理費及び県道除雪委託金などが、20款諸収入では、水源涵養地貸付金元利収入などが、21款市債では、道路・橋梁の整備、除雪機械整備、急傾斜地崩壊対策、土地区画整理、街路整備及び市街地地区整備事業などにかかわる市債が計上されております。

一方、歳出であります。4款衛生費では、浄化槽設置、上水道、簡易水道及び小規模水道にかかわる経費が計上されており、8款土木費では、道路の維持管理や新設・改

良、冬季交通確保、橋梁の新設・改良、土地区画整理、街路整備、下水道、都市公園及び公営住宅などにかかわる経費が計上されており、また、11款公共土木施設災害復旧費では、現年・単独それぞれの災害復旧にかかわる経費が計上されております。

なお、子吉川遺跡公園整備事業用地取得費について、平成20年度から25年度まで、限度額1億3,857万6,000円の債務負担行為を設定するものであります。

次に、議案第62号下水道事業特別会計予算であります。これは、公共下水道及び特定環境保全公共下水道事業にかかわる特別会計予算であります。

その歳出の主なものは、処理施設の維持管理費、下水道幹線・支線の整備費及び起債の元金・利子の償還にかかわるものであります。

その財源は、受益者負担金、国庫補助金、一般会計繰入金及び市債などであり、歳入歳出予算総額が29億310万8,000円となるものであります。

なお、地方債の限度額を公共下水道事業で3億5,070万円、特定環境保全公共下水道事業で7,500万円、資本費平準化債で5億5,050万円、特別措置分で5,500万円とし、また、一時借入金の借入最高額を15億円とするものであります。

次に、議案第64号簡易水道事業特別会計予算であります。これは、本荘・矢島・岩城・由利・大内・東由利地域それぞれの簡易水道事業にかかわる特別会計予算であります。

その歳出の主なものは、処理施設の維持管理費、松ヶ崎地区統合、大内第三及び亀田の各簡易水道施設整備費及び起債の元金・利子の償還にかかわるものであります。

その財源は、受益者負担金、国庫補助金、一般会計繰入金、水道管移設補償費及び市債などであり、歳入歳出予算総額が14億9,561万4,000円となるものであります。

なお、地方債の限度額を簡易水道事業で5億5,860万円とし、また、一時借入金の限度額を15億円とするものであります。

次に、議案第70号水道事業会計予算であります。平成20年度の業務予定量を給水戸数で2万2,260戸、年間総給水量で946万8,000立方メートルと見込み、収益的収入において、水道料金、工事検査手数料、下水道料金収納業務受託料及び一般会計補助金などを主なものとし、予定額が15億1,042万2,000円となるものであり、また、支出においては、人件費や施設の維持管理費、減価償却費及び企業債利息などであり、予定額が13億8,241万3,000円となるものであります。

一方、資本的収入においては、企業債、下水道・区画整理事業などの水道管移設工事負担金、一般会計出資金及び国・県補助金で、予定額が8億1,689万2,000円となるものであり、また、支出においては、人件費のほか配水管布設及び施設整備事業、企業債及び県市町村振興資金の償還にかかわる経費などであり、予定額が14億1,207万2,000円となるものであります。

なお、猿倉PC配水池建設工事について、平成20年度の年割額を5,626万2,000円、平成21年度の年割額を8,866万8,000円とする、総額1億4,493万円の継続費を設定し、また、地方債の限度額を高度浄水施設整備事業で2億5,790万円、石綿セメント管更新事業で6,370万円、水道施設整備事業で2億5,630万円、総額5億7,790万円とするもので、さらに一時借入金の限度額を2億円とするものであります。

次に、議案第71号ガス事業会計予算であります。業務予定量を供給戸数で9,011戸、

年間総販売量を715万1,000立方メートルと見込み、収益的収入において、ガス料金、受注工事及び器具販売収益などを主なものとし、予定額が10億5,341万8,000円となるものであり、また、支出においては、人件費や各種維持管理費、受注工事費及び企業債利息などであり、予定額が10億1,391万1,000円となるものであります。

一方、資本的収入においては、公共下水道及び土地区画整理事業に伴う工事負担金及び企業債で、予定額が1億400万1,000円となるものであり、また、支出においては、人件費のほか供給管移設工事請負費及び企業債の償還にかかわる経費などであり、予定額が3億7,149万2,000円となるものであります。

なお、地方債の限度額を供給設備整備事業で3,700万円とするもので、また、一時借入金の限度額を1億円とするものであります。

以上、ご報告いたしました5件の新年度予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、本日提案されました議案第73号平成19年度由利本荘市一般会計補正予算（第10号）のうち、当常任委員会に審査付託になりましたのは歳出第8款であります。今季の豪雪にかかわる除排雪費の補正予算であります。

これにつきましては、平成18年以来の豪雪となりました今季の除雪関連経費について2,830万円増額するもので、2月末日までの稼働実績を精査した上で、3月分を含めた今年度執行分の除雪委託料や除雪機械の燃料費などの経費を増額したものであります。

この補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で建設常任委員会の審査報告を終わります。

議長（井島市太郎君） 次に、旧由利組合総合病院跡地整備特別委員長の報告を求めます。17番村上文男君。

【旧由利組合総合病院跡地整備特別委員長（村上文男君）登壇】

旧由利組合総合病院跡地整備特別委員長（村上文男君） 旧由利組合総合病院跡地整備特別委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

今期定例会におきまして当特別委員会に審査付託になりました案件は、補正予算1件、新年度予算1件の計2件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要についてご報告申し上げます。

初めに、議案第36号平成19年度由利本荘市一般会計補正予算（第9号）についてであります。当特別委員会に審査付託になりましたのは、歳入第14款、第21款、歳出第8款、継続費第8款及び繰越明許費第8款であります。

その主な内容につきましてご報告申し上げます。

まず、歳入第14款国庫支出金につきましては、国費配分の増額により、まちづくり交付金のうち旧由利組合総合病院跡地整備に係る分として、1億7,162万5,000円を増額するものであります。

また、歳入第21款市債につきましては、まちづくり交付金の増額に伴い、本荘市街地地区整備事業債のうち旧由利組合総合病院跡地整備に係る分として、2億1,324万9,000円を減額するものであります。

次に、歳出第8款土木費につきましては、5項都市計画費の都市計画総務費において、事業精査に伴う事業費の組み替えであります。

次に、継続費につきましては、第8款土木費において、本荘市街地地区まちづくり交付金事業における文化複合施設の用地取得について、用地を2カ年で土地開発公社から取得し、平成19年度精算により利息が確定したことに伴い、今年度の年割額を1,378万8,000円減額するものであります。

次に、繰越明許費につきましては、同じく第8款土木費において、本荘市街地地区まちづくり交付金事業における文化複合施設の用地取得交渉に係る事前手続き等に時間を要したことから、12億6,060万円を翌年度へ繰り越ししようとするものであります。

以上、ご報告いたしました補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続きまして、議案第53号平成20年度由利本荘市一般会計予算についてであります。当特別委員会に審査付託になりましたのは、歳入第14款、第21款、歳出第8款及び継続費第8款であります。

その主な内容につきましてご報告申し上げます。

まず、歳入第14款国庫支出金につきましては、まちづくり交付金のうち、1億271万円が旧由利組合総合病院跡地整備に係る分であります。

また、歳入第21款市債につきましては、本荘市街地地区整備事業債のうち、4億7,241万8,000円が旧由利組合総合病院跡地整備に係る分であります。

次に、歳出第8款土木費につきましては、5項都市計画費の都市計画総務費のうち、6億280万1,000円が旧由利組合総合病院跡地整備に係る分であり、役務費では、建築確認申請手数料、構造計算適合判定手数料が、委託料では、施設工事監理業務委託料が、工事請負費では、施設建築工事費、大沢川ボックス化工事に要する経費が主なものであります。

なお、財源のうち、その他財源として、教育民生常任委員会に審査付託になりました歳入第18款繰入金の音楽ホール建設基金繰入金1,280万6,000円が全額充当されております。

次に、継続費につきましては、第8款土木費において、本荘市街地地区まちづくり交付金事業（文化複合施設建設事業）における工事監理委託業務及び工事請負を一括発注することにより、27カ月もの期間を要することから、平成20年度の年割額を5億4,650万円、平成21年度の年割額を15億7,790万円、平成22年度の年割額を31億9,230万円とする、総額53億1,670万円の継続費が設定されております。

なお、委員より、「事業費をできるだけ平準化して、財政的に大きな負担とならないよう努力してほしい」との要望がありましたことを申し添えます。

以上、ご報告いたしました新年度予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で審査の報告を終わります。

議長（井島市太郎君） 以上をもって、各委員長の審査報告を終わります。

ここで、約10分間休憩いたします。

午後 2時51分 休 憩

午後 3時03分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより日程の順に従い、議案、陳情等について、質疑、討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。必要と認めるときは、議案、陳情等を一括議題といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議事をそのように進めます。

なお、議案、陳情等の件名は朗読を省略したいと思ひますので、ご了承願ひます。

議長（井島市太郎君） 日程第4、議案第8号を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第5、議案第9号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第6、議案第10号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第10号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第7、議案第11号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第11号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第8、議案第12号を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第12号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第9、議案第13号を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第13号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第10、議案第14号から、日程第13、議案第17号までの4件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第14号から議案第17号までの4件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第14、議案第18号及び日程第15、議案第19号の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第18号及び議案第19号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第16、議案第20号及び日程第17、議案第21号の2件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第20号及び議案第21号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第18、議案第24号を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第24号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第19、議案第25号及び日程第20、議案第26号の2件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第25号及び議案第26号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第21、議案第27号及び日程第22、議案第28号の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第27号及び議案第28号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第23、議案第29号を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第29号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第24、議案第30号を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第30号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第25、議案第31号から、日程第29、議案第35号までの5件を一括議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第31号から議案第35号までの5件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第30、議案第36号を議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第36号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第31、議案第37号から、日程第36、議案第42号までの6件を一括議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第37号から議案第42号までの6件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第37、議案第43号を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、意見を付して原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。21番佐藤譲司君。

【21番（佐藤譲司君）登壇】

21番（佐藤譲司君） 議案第43号について質問いたします。

本来であれば、2月21日の市長の議案提案について質問するのが本来の筋でございましたが、残念ながら2月21日の議案の提案説明が一切ありませんでしたので質疑をする機会を逸しました。幸いにもこの件が新聞報道により、その全容を知ることができました。しかし、それも建設常任委員会の審査終了後のことでありました。私たち議員といえども詳しい提案の説明があつてこそ、私たち議員も質疑ができるものであつて、説明がなければ議案の詳しい内容を知ることが不可能であります。私は今回の件は、わざと隠したとも思われると考えております。

その提案の内容ですけれども、新聞では「市は事務処理体制に不備があつたとして、3月定例議会にその費用7,875万円を盛り込んだ今回特別会計補正予算等で上程した」と書かれております。これは償還金の問題でございます。その中で「特別会計の上期4月から9月までの間です、その償還の際に不足分が生じて、それに気づいた」と言っております。その気づいたのが昨年10月のことであります。「市は一般財源からの全額繰り入れなどの措置は難しいと判断し、工事の先延ばしなど事業内容の精査を行い年度内経費の圧縮に努めた」と書いております。また、特別会計補正予算に計上された公債費は元金5,452万円、利子2,423万円、このうち3,424万円が今回の一般財源からの繰入金となっております。

そこで私からお尋ねしますけれども、1つ目は特別会計の上期、4月から9月までの間に、調査の上、不足が生じたとなっております。10月までの計上漏れが明らかになったわけでありましたが、その際の10月まで返還したとすれば、その不足分の財源、その方法はどういうふうにして支払ったのかをまず1点です。

2つ目は、その後、今後は下期の支払いですが、その内容として、工事の先延ばしや事業内容の精査、また、年度経費の圧縮に努める、そのような工事が先延ばし、それに対してどのような工事が先延ばしになったのか。また、それに対して市民への影響はなかったのか。また、先延ばしした工事は現在どのようになっているのか、それが2点目でございます。

3点目は、「年度経費の圧縮に努める」と書いてありますが、裏を返せば何千万円単位の金額が捻出できるとは非常に甘い予算の積算と私は考えております。どのような事業内容の精査で経費を捻出、圧縮したのかを伺いたいと思います。

4つ目は、予算の流用についてでございます。款・項は法的に流用は禁止されております。しかし、節・目の予算を積み上げて初めて款・項の予算が議決されているわけでございます。議会の議決を無視した予算流用などはなされていなかったか、お尋ねします。

最後5番目でありましたが、市はこのミスが判明した10月から一度も議会に対して説明、陳謝は行っておりません。12月の議会、1月の臨時会、また、新年度予算説明会、勉強会、そして今回の定例会、幾らでも機会がございます。今までまだその陳謝を行っていません。委員会ではどのように弁明しておつたか、その5点をお尋ねします。

この内容からして本来であれば市長にお尋ねする質疑でございますので、あまり難し

く考えないで審査しただけで結構ですので、ひとつよろしくお願ひいたします。

議長（井島市太郎君） 建設常任委員長の答弁を求めます。

【建設常任委員長（佐々木勝二君）登壇】

建設常任委員長（佐々木勝二君） 佐藤譲司議員の委員長報告に対する質疑に対しましてお答えを申し上げたいと思います。

5点ほどございまして、非常にわからない部分もありましたけれども、委員会での審査の中でのお話をさせていただきたいと思います。

まず1番目の計上漏れがわかった時点で、その不足をどういう方法で支払ったのかというような1点目でありましたけれども、この不足分の部分に関しては委員会での当局からの説明はございませんでした。

それから2番目の年度経費の圧縮により工事の先延ばしと、また市民への影響、そういったものと、それから3番目の年度経費の圧縮のために事業内容の精査と経費の圧縮について、これは関連しますので一括してお答え申し上げます。

まず収入の部分では、消費税の還付金、それから下水道事業の使用料金、それから負担金の未納分について収納努力をしたというふうな説明がございました。また、工事請負差額の確定によるものがありまして、その分がまず収入の部で幾らか収入として入ってきたというふうなことでございます。

また、「工事」という言葉がありましたけれども、ハードな工事の先延ばしはしてないものですが、市民に本当に、あんまり影響のない簡易な維持修繕費について、また、点検業務について一部延伸したのものもあるというふうな報告は受けております。

それから4番目の予算の流用については、これはしてないと認識しておりますし、また、議論はされておられません。

それから市の議会への説明機会があったが、どうしてしないのか、また、どういうふうに弁明したかというふうなことでございますが、この説明不足につきましては当局側は深く陳謝し、反省の弁が大変多くございました。これまで担当者1人で入力作業をしていた起債償還システムを、今後2人、いわゆる複数によるチェック、確認体制をとりましてミスを事前に防止するという報告がございました。

以上、当局側としてなすべきことをしてない部分、今回のようなこういう意見をつけて報告となったわけですけれども、佐藤譲司議員がおっしゃるとおり、市の説明の段階の、最初からまずそういうふうな話をしておればまた違った展開になったのかなというふうに思いますけれども、まず、委員会の中ではそういうふうなことでございました。

以上であります。

議長（井島市太郎君） 21番佐藤譲司君、再質疑ありませんか。21番佐藤譲司君。

21番（佐藤譲司君） ありがとうございます。1つだけ再質問いたします。

5番目の市がミスが判明して10月から私たち議員には一度も弁明も説明もまだなさっておりません。今の説明では、議会の建設常任委員会では陳謝をしたと言っております。その際、きょう本会議でありますので、皆さんおる前で陳謝をきょうはしたいという言葉はありませんでしたか。

議長（井島市太郎君） 建設常任委員長の答弁を求めます。

建設常任委員長（佐々木勝二君） 当本会議ですという話はございません。

議長（井島市太郎君） 21番佐藤譲司君、再々質疑ありませんか。

21番（佐藤譲司君） ありません。

議長（井島市太郎君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第43号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第38、議案第44号を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第44号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第39、議案第45号を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、意見を付して原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第45号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第40、議案第46号から、日程第44、議案第50号までの5件

を一括議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第46号から議案第50号までの5件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第45、議案第51号及び日程第46、議案第52号の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第51号及び議案第52号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第47、議案第53号を議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第53号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第48、議案第54号から、日程第51、議案第57号までの4件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第54号から議案第57号までの4件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第52、議案第58号及び日程第53、議案第59号の2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第58号及び議案第59号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第54、議案第60号及び日程第55、議案第61号の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第60号及び議案第61号の2

件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第56、議案第62号から、日程第58、議案第64号までの3件を一括議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第62号から議案第64号までの3件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第59、議案第65号及び日程第60、議案第66号の2件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第65号及び議案第66号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第61、議案第67号から、日程第63、議案第69号までの3件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第67号から議案第69号までの3件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第64、議案第70号及び日程第65、議案第71号の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第70号及び議案第71号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第66、議案第72号を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第72号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第67、議案第73号を議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第73号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第68、陳情第1号を議題といたします。

総務常任委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第104条の規定により継続審査の申し出があります。

委員長の申し出のとおり、これを継続審査とすることに決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第1号は、継続審査とすることに決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第69、陳情第2号を議題といたします。

総務常任委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第104条の規定により継続審査の申し出があります。

本陳情については、起立採決を行います。

委員長の……、4番小杉良一君。

4番（小杉良一君） 討論。

議長（井島市太郎君） はい、どうぞ。

【4番（小杉良一君）登壇】

4番（小杉良一君） 陳情第2号鳥海総合支所直根及び笹子出張所廃止計画に反対する陳情、この陳情第2号については、総務常任委員会において継続審査という決定が下されたわけですが、私は問題の緊急性・重要性にかんがみ、この陳情は採択すべきものという観点から討論させていただきたいと思います。

総務常任委員長の報告によりますと、この陳情第2号から陳情第9号まで一括して継続審査という結論になったわけですが、市当局が平成20年度中の廃止を見送ったことにより陳情の願意がかなったと言えるものではないことを陳情者より確認し、また、現地調査を行った上で審査に当たったというふうに報告されております。大変、現地調査など誠心誠意尽くされたというふうに評価するものですが、最終的に採決の結果、なお審査の要がある。今後ともこの問題を採択、あるいは不採択という形の最終的な結論を今後とも続けていくという、そういう意向には違いはないことですが、この審査の過程の中で、例えば「出張所の廃止よりも先行して行うべき行政改革があるのではないか」、委員の中からそういう発言が出ているんです。また、「市の一体感の醸成は必要ではあるが、合併後3年ほどで住民に大きな負担を強いるような行政改革は拙速ではないか」、あるいは「出張所の機能にかわるサービスシステムが確立されることを条件として、廃止を進めるべき」との意見、ところが最終的に「今後の市当局の動向を見守る必要がある」というふうな、そういう意見が大勢を占めた形で3対3、最終的に委員長裁決で継続審査というふうに決定したという内容だったようです。私は一般質問でもこの問題を取り上げておるわけですので、非常に関心も強く持っております。

そこで、今回のこの継続審査に最終的な結論に至るに、それまでの経過の中で、陳情

者に対して願意をどう酌み取るかということから、事務局を通じて、この陳情の内容が1年間の存続をもってよしとするのか、あるいは未来永劫この出張所を存続させてほしいのか、そのどちらなんだというふうな形の問いかけをしておられるようです。私はこの陳情者の願意というものは、既に新聞報道で、4月1日からの廃止という当局の最初の案というものは新聞報道で既に存続するということが決定しているわけですので、1年限りということは毛頭、頭がないということは容易に推量できるというふうに、推察できるというふうに考えるもので、ましてや未来永劫なんていうふうに考える人はだれ一人いないと思います。その1年限りの存続なのか未来永劫なのかというふうな二者択一を迫る問いかけをしたということ自体、非常に陳情者に対する無礼な質問ではなかったのかな。そのことをまず第1点として考えたわけです。

第2点目に、行革のために出張所を廃止するということが最初の提案の理由でした。1月の議会と市当局との連絡会議の場において、そのことが行革のために必要なんだと、しかもショック療法だという言葉まで伺ったわけです。まさに私はそのショック療法ということが本音ではないのかなというふうに、その時点で感じ取りました。私はその会の最後に発言を求められましたので、本当に行革のために出張所を廃止するのかということに疑問を抱きまして、このように申し上げたんです。出張所という建物はなくさない。その中に公民館機能だけは残して、その名称は「地区館」とすると。そして、その今まで正職員が張りついていた人たちを本庁、あるいは公民館の方に異動させて、そのかわりに嘱託の施設長を張りつける。出張所は10カ所あるわけですけれども、南内越の公民館も含めると11人の施設長を新たに採用するということになります。行革の目的でやるはずなのに、かえって嘱託職員をふやすということになれば行革に逆行するじゃないかというふうに私はその場で申し上げました。長期的に見れば正職員を本庁に集めてやった方が、あるいは効率がいいかもしれませんが、短期的には行革に逆行するのだということを私は明確にそのことを申し上げたいと思います。

3点目として、いずれきょう、この会が終わってからGISの説明会があるわけですが、GISの運用によって私は由利本荘市内どこに行っても職員が共通の目的、共通の認識でもって事務作業ができるようになる。出張所だから不便だから効率が悪いというふうな、そういうこれまでの感覚というものから全く違った進歩的な、そういう由利本荘市になるというふうに期待しております。その点がまず3点目。

それと何よりも4点目として合併の信義、合併の法定協議会において出張所は存続するという結論になっておるそうです。そうなりますと実際合併前の市民の中には、特に周辺部の中には、周辺部が取り残されるのではないかというふうな、そういう不安の声がたくさんありました。ますます過疎になるんだというふうに、みんなそのことを心配しておったわけです。ところが合併法定協議会では出張所は存続する。市長は合併法定協議会の会長さんでありまして、当然そういう市民の願意は、これからの行政において反映させていただけるものと私は期待しております。そういう面からも、このあまりに拙速にすぎる、たった3年で出張所をなくすというふうな大幅な方針転換というものは、やはり市民としても認めがたい。

さらに5点目として、人員削減ということの予定の中で、10年間に於いて由利本荘市の市の職員は300人削減する。その中の既に平成20年度当初において110人の削減が見込

まれる。これはもう計画よりも大幅に進んでおるわけです。ところが、これから7年間の間にもう190人減らさなければいけない。そういうタイムスケジュールの中で、出張所を廃止して新たに嘱託を採用するということは、繰り返しになるかもしれませんが、どれもその人員削減と逆行するのではないか。

それと何よりも我々議会の良識として、議会の決定というものは、この陳情の採択ということは決して当局に対する強制力はないものだというふうに考えております。それによって我々の議会の良識というものは、市民の民意をいかにくみ上げるか、それをいかに議場において反映させるかということ、その使命において我々はこの議場に立っていると思います。そういう面でも、今回の陳情は十分に議論は尽くされた。継続審査などと言わずに、この場において採択すべきだというふうに私は考えるもので、今回の継続審査という委員長の報告に対しては反対するものであります。

議長（井島市太郎君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 以上で討論を終結いたします。

本陳情については起立採決を行います。委員長の申し出のとおり、これを継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（井島市太郎君） 起立多数であります。よって陳情第2号は、継続審査とすることに決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第70、陳情第3号を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第3号は、採択と決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第71、陳情第4号を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第4号は、採択と決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第72、陳情第5号を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第5号は、採択と決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第73、陳情第6号を議題といたします。

総務常任委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第104条の規定により継続審査の申し出があります。

本陳情は起立採決いたします。委員長の申し出のとおり、これを継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（井島市太郎君） 起立多数であります。よって陳情第6号は、継続審査とすることに決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第74、陳情第7号を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第7号は、採択と決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第75、陳情第8号を議題といたします。

総務常任委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第104条の規定により継続審査の申し出があります。

本陳情は起立採決いたします。委員長の申し出のとおり、これを継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（井島市太郎君） 起立多数であります。よって陳情第8号は、継続審査とすることに決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第76、陳情第9号を議題といたします。

総務常任委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第104条の規定により継続審査の申し出があります。

本陳情は起立採決いたします。委員長の申し出のとおり、これを継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（井島市太郎君） 起立多数であります。よって陳情第9号は、継続審査とすることに決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第77、陳情第10号を議題といたします。

この陳情につきましては、陳情第7号と同一趣旨であります。また、陳情第7号は、ただいま採択と決定されておりますので、一時不再議の原則により議決不要としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第10号は、採択されたものとみなすことにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第10号は、採択されたものとみなします。

なお、ただいま採択されました陳情第4号、陳情第7号及び陳情第10号の3件については、執行機関に送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することにいたします。

議長（井島市太郎君） 日程第78、これより平成20年2月1日告示、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙、由利本荘市議会の投・開票を行います。

議場の閉鎖を命じます。

【遠藤書記議場閉鎖】

議長（井島市太郎君） 投票は、広域連合規約により単記無記名投票をもって行います。出席議員は28名であります。

これより選挙を行うのは、広域連合議会議員の市議会議員の区分についてであります。なお、候補者については名簿のとおり2名であります。

これより投票用紙を配付いたします。

【鎌田、遠藤、阿部、石郷岡書記投票用紙配付】

議長（井島市太郎君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

【鎌田書記投票箱確認】

議長（井島市太郎君） 異常なしと認めます。

それでは投票を開始いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名投票であります。投票用紙に候補者の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

【石川次長の点呼に応じ各議員投票】

議長（井島市太郎君） 投票漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

【遠藤書記議場開鎖】

議長（井島市太郎君） これより開票を行います。

この際、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番今野晃治君、10番長沼久利君、11番大関嘉一君の3名を指名いたします。よって、3名の議員の立ち会いをお願いいたします。

【立会人今野晃治君、長沼久利君、大関嘉一君立ち会いの上、
石川次長、阿部書記開票】

議長（井島市太郎君） 開票が終了いたしました。

それでは、投・開票の結果を報告いたします。

投票総数28票、これは先ほどの出席議員に符合しております。

そのうち有効投票28票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、各候補者の得票数は、加賀屋千鶴子さん7票、大坂義徳君21票。

以上のとおりであります。

広域連合議会議員選挙につきましては、投・開票結果の報告までとなっております。

なお、当選人は、選挙を管理する広域連合事務局で全市町村議会の選挙における得票数を集計し、決定となります。

これをもちまして、平成20年2月1日告示、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙、由利本荘市議会の投・開票を終了いたします。

この際、お諮りいたします。今期市議会定例会において議決されました議案、陳情等において、その字句、条項、数字、その他文案等に整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。
重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 以上をもって今期市議会定例会の付議事件は、すべて終了いたしました。

去る2月21日開会以来、連日審査に当たられました議員各位に対し、心から敬意を表しますとともに、これにご協力いただきました市当局並びに関係各位に対しまして、この席から深甚なる感謝を申し上げる次第であります。

これをもちまして、平成20年第1回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。

午後 4時01分 閉 会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長

議 員

議 員